

規則第 2 号

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 21 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規則（令和 2 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(準用の例外)			(準用の例外)		
第 3 条 (略)			第 3 条 (略)		
2 職務の特殊性を考慮し、次の表の左欄の職種については、第 1 条の規定により準用する同表の中欄に掲げる宇和島市の規則中、右欄に掲げる条項は準用せず、組合長が別に定める。			2 職務の特殊性を考慮し、次の表の左欄の職種については、第 1 条の規定により準用する同表の中欄に掲げる宇和島市の規則中、右欄に掲げる条項は準用せず、組合長が別に定める。		
職種	宇和島市規則	条項	職種	宇和島市規則	条項
<u>登録ヘルパー</u>	<u>市会計年度任用職</u>	<u>第19条～第21条、第23</u>	夜間管理宿直員	(略)	(略)

	<u>員給与規則</u>	<u>条～第26条</u>
	<u>市会計年度任用職員勤務時間規則</u>	<u>第3条～第14条、第15条第2項及び第3項、第16条～第18条</u>
夜間管理宿直員	(略)	(略)
	(略)	(略)
児童施設宿直員	(略)	(略)
	(略)	(略)

別表第1（第2条関係、市会計年度任用職員給与規則第5条関係）
職種別基準表

ア 行政職給料表職種別基準表

(略)

イ 医療職給料表（2）職種別基準表

(略)

ウ 医療職給料表（3）職種別基準表

(略)

エ 福祉職給料表職種別基準表

職種	基礎号給	上限
----	------	----

	(略)	(略)
児童施設宿直員	(略)	(略)
	(略)	(略)

別表第1（第2条関係、市会計年度任用職員給与規則第5条関係）
職種別基準表

ア 行政職給料表職種別基準表

(略)

イ 医療職給料表（2）職種別基準表

(略)

ウ 医療職給料表（3）職種別基準表

(略)

エ 福祉職給料表職種別基準表

職種	基礎号給	上限
----	------	----

		職務の級	号給	職務の級	号給				職務の級	号給	職務の級	号給	
	介護補助	(略)	(略)	(略)	(略)			介護補助	(略)	(略)	(略)	(略)	
	生活相談員心得（無資格者）	(略)	(略)	(略)	(略)			生活相談員心得（無資格者）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	介護職員（無資格者）							介護職員（無資格者）					
	支援員（無資格者）							支援員（無資格者）					
	生活相談員心得（社会福祉士資格）	(略)	(略)	(略)	(略)			生活相談員心得（社会福祉士資格）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	介護職員（社会福祉士資格）							介護職員（社会福祉士資格）					
	支援員（社会福祉士資格）							支援員（社会福祉士資格）					
	保育士	(略)	(略)	(略)	(略)			保育士	(略)	(略)	(略)	(略)	
	児童指導員（幼稚園教諭資格）							児童指導員（幼稚園教諭資格）					
	生活相談員心得（介護福祉士資格）	(略)	(略)	(略)	(略)			生活相談員心得（介護福祉士資格）	(略)	(略)	(略)	(略)	
	介護職員（介護福祉士資格）							介護職員（介護福祉士資格）					
	支援員（介護福祉士資格）							支援員（介護福祉士資格）					
	生活相談員心得（介護福祉士資格又は介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）	(略)	(略)	(略)	(略)			生活相談員心得（介護福祉士資格又は介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）	(略)	(略)	(略)	(略)	

介護職員（介護福祉士資格又は介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）						介護職員（介護福祉士資格又は介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）					
支援員（介護福祉士資格又は介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）						支援員（介護福祉士資格又は介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）					
<u>登録ヘルパー（生活援助業務に従事）</u>	<u>1</u>	<u>29</u>	<u>1</u>	<u>29</u>		児童指導員（社会福祉士資格又は小中高教諭資格）	（略）	（略）	（略）	（略）	
児童指導員（社会福祉士資格又は小中高教諭資格）	（略）	（略）	（略）	（略）		生活相談員心得（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格）	（略）	（略）	（略）	（略）	
生活相談員心得（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格）	（略）	（略）	（略）	（略）		介護職員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格）					
介護職員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格）						支援員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格）					
支援員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格）						生活相談員心得（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格＋社会福祉士資格）	（略）	（略）	（略）	（略）	
<u>登録ヘルパーサービス提供責任者</u>	<u>1</u>	<u>33</u>	<u>1</u>	<u>43</u>		介護職員（介護福祉士					
生活相談員心得（介護	（略）	（略）	（略）	（略）							

福祉士資格＋介護支援専門員資格＋社会福祉士資格)						資格＋介護支援専門員資格＋社会福祉士資格)					
介護職員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格＋社会福祉士資格)						支援員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格＋社会福祉士資格)					
支援員（介護福祉士資格＋介護支援専門員資格＋社会福祉士資格)											
登録ヘルパーサービス提供責任者（主任，副主任）	2	19	2	29							
登録ヘルパー（身体介護業務に従事）	2	75	2	75							

別表第 2（第 2 条関係、市労務職会計年度任用職員規則第 3 条関係）

職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
夜間管理宿直員（特別養護老人ホーム）	1	13	1	13
施設用務員	1	15	1	25
調理補助	1	18	1	26
家事支援員				

別表第 2（第 2 条関係、市労務職会計年度任用職員規則第 3 条関係）

職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
夜間管理宿直員（特別養護老人ホーム）	1	1	1	1
施設用務員	1	1	1	11
調理補助	1	2	1	10
家事支援員				

清掃業務職員					清掃業務職員				
洗濯業務職員					洗濯業務職員				
清掃作業員	1	<u>27</u>	1	<u>27</u>	清掃作業員	1	<u>11</u>	1	<u>11</u>
宿直支援員（養護老人ホーム）	1	<u>31</u>	1	<u>31</u>	宿直支援員（養護老人ホーム）	1	<u>15</u>	1	<u>15</u>
調理員	1	<u>30</u>	1	<u>40</u>	調理員	1	<u>14</u>	1	<u>24</u>
調理員（調理師資格）	1	<u>32</u>	1	<u>42</u>	調理員（調理師資格）	1	<u>16</u>	1	<u>26</u>
広見斎場管理員	1	<u>52</u>	1	<u>62</u>	広見斎場管理員	1	<u>36</u>	1	<u>46</u>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。